外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

１　外郭団体名

大阪市高速電気軌道株式会社

２　所管所属名

都市交通局

３　中期目標の期間

令和８(2026)年４月１日から令和 11(2029)年３月 31 日までの３年間

４　本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

⑴　当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

市営地下鉄事業を民営化し当該法人に事業を移管するに際して、本市が策定した「地下鉄事業株式会社化（民営化）プラン」の内容を着実に実現すること。

⑵　中期目標の期間終了時において⑴の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

民営化プランに基づき、市内交通ネットワークを持続的・安定的に維持し、「人にやさしい地下鉄」としての安全対策、バリアフリーに対する取組を着実に実現している状態。

⑶　⑵の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

指標Ⅰ：車両内防犯カメラの設置列車数
目標Ⅰ：令和９(2027)年度までに 111 列車（全 220 列車への設置完了）

指標Ⅱ：エレベーターの増設によってバリアフリー経路を複数化した駅数
目標Ⅱ：最終年度までに２駅

指標Ⅲ：バリアフリーに対応したトイレリニューアルの完了箇所数
目標Ⅲ：最終年度までに 18 箇所

⑷　⑵の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

鉄道利用における安全・安心の実現を図るとともに、本市が「ひとにやさしい地下鉄」として先進的に取り組んできたバリアフリー施策を承継し、次の３点に取り組むこと。

- 車両内防犯カメラの設置
- バリアフリー経路の複数化
- トイレリニューアルの推進

⑸　⑷の事業経営の⑵の状態（成果）への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

（３）に同じ。

５　制定日

令和８年３月 31 日

６　改訂日

令和８年 10 月 29 日